

令和6年度和水町スマート農業加速化事業公募要領

第1 趣旨

農業用ドローンの活用の推進並びに安全かつ適正な空中散布が実施できる技術や知識を有するオペレーターの育成に取り組むため、予算の範囲内において、技能取得講習に係る経費を補助する。

第2 事業の内容

農作業を農業用ドローンで実施する際に必要な施術や知識を身につけるため、第6の技能取得講習機関において、講習を受講する。

第3 対象者

対象者は、町内に住所を有する者又は町内に事務所を置く法人や地域営農組織等（以下「法人等」という。）で農業用ドローンを防除作業等（受託を含む）に活用するもの。

第4 補助対象経費

補助対象経費は、農業用ドローンオペレーター技能取得に必要な講習経費とし、会場までの旅費、宿泊費等は対象外とする。

第5 補助率又は補助額

補助率は、補助対象経費の30パーセント以内とし、補助の上限額は、10万円とし、法人等については、2人までとする。

第6 技能取得講習機関

講習を受ける技能取得講習機関は、次に掲げるいずれかに該当する機関とする。

- (1) 国土交通省航空局ホームページ掲載講習団体
- (2) (一社) 農林航空協会が指定する教習施設等

第7 申請書類の作成等

補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添えて第8の（2）へ提出することとする。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（和水町農業振興補助金交付規則（以下「規則」という。）様式第2号）
- （3）講習料金の見積書
- （4）町税等納付状況確認同意書

第8 申請書等の提出期限

- （1）提出期限 令和7年1月31日（金）（必着）
- （2）提出先・問い合わせ先

〒861-0992 熊本県玉名郡和水町板楠70番地
和水町役場 三加和支所 農林振興課 農業振興係
電話 0968-34-3111

第9 事業実施期間

事業実施期間は、令和7年3月10日（月）までとする。

附 則

この要領は、令和6年5月22日から施行する。